

令和8年度短期集中運動型サービス検討業務委託仕様書

1 業務名

短期集中運動型サービス検討業務

2 業務の目的

要支援者等の自立支援や重度化防止のためのリハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、社会参加の支援を強化した短期集中運動型サービス（以下「短期集中サービス」という）の実施に向け、令和7年度に実施した短期集中運動型サービスモデル事業（以下「モデル事業」という）の分析及び課題抽出を踏まえたサービス設計等を行うもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 履行場所

- (1) あらかじめ受託者が申し出をし、委託者が承諾した場所
- (2) 履行場所は受託者の直接の管理下にある屋内で、日本国内に限る。

5 業務内容

- (1) 地域包括支援センター及びモデル事業者へのヒアリング調査
令和7年度鹿児島市短期集中運動型サービスモデル事業の結果を踏まえ、課題や改善点等のヒアリング調査を行う。
- (2) モデル事業参加者の追跡調査
モデル事業参加者に対する追跡調査を通じて、事業参加前後の評価や効果検証を行い、プログラム面での課題抽出を行う。
- (3) モデル事業の成果分析及び実施体制の検証
モデル事業の実施で得られた成果を分析するとともに、実施体制の効率性について検証を行う。
- (4) モデル事業の課題点等整理
(1)～(3)の結果をもとに、現行の運動型通所サービス及び令和5年度短期集中運動型サービスモデル事業との比較分析も踏まえた課題点等の整理を行い、本格的な短期集中サービスの実施に向けて、改善案を整理する。
- (5) サービス提供事業所への委託料の設定
サービスの持続可能性と公平性を確保するため、短期集中サービスの提供事業所に対する委託料の算定基準及び費用構造について検討を行う。
- (6) 本格実施に向けた体制準備
令和9年度の本格実施を前提として、説明会の開催やマニュアル作成のほか、体制準備に必要な事項の専門的な助言等を行う。
 - (ア) 本格実施に向けた実施マニュアル作成（事業所及び包括向け）
本格実施に向けた事業所及び地域包括支援センターに向けた実施マニュアルを作成する。
 - (イ) 地域包括支援センター及びサービス提供事業所への説明会開催

地域包括支援センター及びサービス提供事業所に対して、サービス内容や事業所の基準等に関する説明会を開催する。

※業務内容の詳細については、委託者と十分に調整し、行うこととする。

6 業務体制

- (1) 受託者は、受託業務の遂行を統括する業務責任者を定める。
- (2) 業務責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮・監督し、業務の円滑な進捗に努める。
- (3) 業務責任者及び業務従事者は、本業務の履行が確実に行われるよう、本契約の全期間に渡って、必要となるスキル、経験を有した要員の確保を保証する。
- (4) 受託者は、業務責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに委託者に届出を行い、変更について事前に委託者に承認を受けなければならない。
- (5) 業務責任者を変更する場合は、業務の支障の無いよう、事前及び業務中の教育を万全に行う。

7 情報セキュリティ対策及び秘密情報（個人情報等）の取り扱いについて

- (1) 個人情報漏洩、滅失、毀損されることのないよう必要な措置を講じ、委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたり委託者より収集、管理したデータについては、本業務終了後速やかにすべて抹消すること。
- (3) 本業務で秘密情報等重要な情報を扱う場合は、使用目的及び使用範囲等を明確化し、報告すること。
- (4) 本業務に係る従業員における、秘密情報等保護に関する規則等について報告すること。
- (5) 本業務において使用する秘密情報等重要な情報に関し、アクセスできる従業員の一覧及びアクセス方法について報告すること。
- (6) 本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その公表もしくは本市における公表に対応するため、状況等について逐次報告すること。
- (7) サーバは国内のデータセンターに設置すること。
- (8) 秘密情報等重要なデータについては、原則インターネットと接続されていない環境で保存することとし、やむを得ずインターネットに接続する場合は、事前に本市へ承認を得るとともに、セキュリティ対策について報告すること。
- (9) 秘密情報等重要なデータについては、暗号化等による保護を行うこと。
- (10) 本業務終了後、本市が提供し、又は業務を履行するうえで、収集した個人情報等重要なデータについては返却もしくは復元できないように消去し、結果を報告すること。
- (11) 本市が求めるセキュリティ対策が実現されるかの確認のため、別紙の情報セキュリティ対策チェックシートを提出すること。また満たされない項目については是正措置を行うこと。
- (12) 本業務の履行にあたり知り得た情報を、第三者に開示又は本業務の履行以外の目的で利用しない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）ものとする。
- (13) 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守すること。
- (14) 知り得た情報を他に漏洩してはならず、この契約が終了し、又は解除された後におい

ても同様の義務を負うものとする。

8 委託料の支払い

業務完了後、受託者からの請求により支払うものとする。支払い回数については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。なお、前金払等を行わない。

9 その他

- (1) 委託者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (2) 業務の処理を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
- (3) その他、仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者が協議して決める。
- (4) 契約後すみやかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
なお、現状のスケジュール概要（予定）については以下のとおりとする。

時 期	内 容
令和8年5月初旬	・ 契約書の締結
令和8年5月～8月	・ 本格実施に向けた内容の見直し (1) 地域包括支援センター及びモデル事業者へのヒアリング調査 (2) モデル事業参加者の追跡調査 (3) モデル事業の成果分析及び実施体制の検証 (4) モデル事業の課題点等整理 (5) サービス提供事業所への委託料の設定
令和8年9月～	・ 本格実施に向けた実施マニュアル作成（事業所及び包括向け）
令和9年1月～3月	・ 地域包括支援センター及びサービス提供事業所への説明会開催
令和9年3月末	・ 報告書提出